

○北杜市介護用品支給事業実施要綱

平成28年4月1日

告示第43号

改正 平成29年3月31日告示第30号

平成29年11月14日告示第78号

令和元年5月20日告示第10号

令和3年3月31日告示第45号

令和4年2月18日告示第7号

(目的)

第1条 この告示は、在宅の要介護高齢者を介護している家族等（以下、「介護者」という。）に対して予算の範囲内において介護用品を支給することにより、介護者の身体的、精神的及び経済的負担を軽減し、もって老人福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 要介護高齢者 市内に住所を有し、かつ、居住し介護用品を使用している65歳以上の高齢者（介護保険施設等に入所している者を除く。）のうち次のアからウまでのいずれかに該当する者

ア 要介護4又は要介護5に認定されている者であって、市町村民税が非課税の者

イ 要介護1から要介護3までの認定又は要支援1若しくは要支援2の認定を受け、要介護認定等基準時間の推計の方法（平成12年厚生省告示第91号）に規定する介護認定調査票で排尿又は排便が全介助の者であって、市町村民税が非課税の者

ウ 要介護1から要介護3までの認定又は要支援1若しくは要支援2の認定を受け、介護認定調査票における排尿又は排便が一部介助の者であって、市町村民税が非課税の者

(2) 介護用品 要介護高齢者の介護に必要な紙おむつ、尿取りパッドその他消

耗品で、次号の指定事業者が市に事前登録したものをいう。

(3) 指定事業者 介護用品の販売を行う個人事業者又は法人であって、第10条第3項の規定による決定を受けた者をいう。

(支給対象者)

第3条 介護用品の支給対象者は、介護者とする。ただし、市内に介護者がいない場合にあっては、要介護高齢者を支給対象者とする。

(支給限度額及び支給期間)

第4条 介護用品の支給に係る費用の限度額は、次の各号に掲げる要介護高齢者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 第2条第1号アに該当する要介護高齢者 月額6,000円

(2) 第2条第1号イに該当する要介護高齢者 月額4,000円

(3) 第2条第1号ウに該当する要介護高齢者 月額2,000円

2 市長は、前項に規定する限度額の範囲内で、当該支給に係る費用に10分の9を乗じて得た額を負担する。

3 前項の規定に基づいて算出された額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、同項第1号に該当する者のうち、市町村民税課税世帯に属するものの一の年(8月から翌年7月までをいう。)ごとの限度額は6万円とする。

5 介護用品の支給期間は、次条第2項に規定する介護用品の支給の決定を受けた日から受給資格が消滅した日までとする。

(支給申請)

第5条 支給対象者は、介護用品の支給を受けようとする場合は、北杜市介護用品支給申請書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、北杜市介護用品支給決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(変更の届出)

第6条 前条第2項の規定により支給決定を受けた者(以下「支給決定者」という。)が、申請事項の変更又は支給の中止、休止若しくは再開の届出を行うとき

は、北杜市介護用品支給決定変更（支給の中止・休止・再開）届出書（様式第3号）によるものとする。

2 市長は、前項に規定する届出を受けた場合は、申請事項の内容を変更し、又は支給を中止し、休止し、若しくは再開を決定したときは、北杜市介護用品支給決定変更（支給の中止・休止・再開）通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（支給決定の取消し）

第7条 市長は、要介護高齢者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第2項の決定を取り消し、介護用品の支給を中止するものとする。

- (1) 第2条第1号に規定する要件を欠くこととなったとき。
- (2) 介護保険施設等に入所、市外に転出又は死亡したとき。
- (3) 介護用品を必要としなくなったとき。
- (4) その他市長が介護用品の支給が適当でないと認めたとき。

（現況届）

第8条 支給決定者は、支給決定年度の翌年度から市が別に定める期日までに、市長に対し、介護用品支給に関する現況届（様式第5号）により現況を届け出なければならない。

（返還）

第9条 市長は、支給決定者が偽りその他不正な手段により、介護用品の支給を受けたときは、支給した介護用品の実費相当額を返還させることができる。

（指定事業者による実施等）

第10条 介護用品の支給については、指定事業者により実施する。

2 指定事業者の指定を受けようとする者は、北杜市介護用品支給事業者指定申請書（様式第6号）に支給介護用品登録書（様式第7号）を添えて、市長に提出するものとする。

3 市長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、北杜市介護用品支給指定事業者決定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

4 指定事業者は、支給決定者から介護用品の支給の注文があった場合は、支給決定者又は要介護高齢者の自宅に配達するものとする。この場合において、支給決

定者は、自己負担金と引換えに介護用品を受領するものとする。

(指定変更の届出)

第11条 指定事業者は、申請事項に変更又は事業の廃止、休止若しくは再開の届出を行うときは、北杜市介護用品支給指定事業者変更（事業の廃止・休止・再開）届出書（様式第9号）によるものとする。

(指定事業者の禁止行為)

第12条 指定事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 介護用品の支給において、申込みを拒むこと。
- (2) 事前に登録した介護用品以外の物品と交換すること。
- (3) 介護用品の支給において、市費用負担額を含む領収証を発行すること。

(指定事業者の取消し)

第13条 市長は、指定事業者がこの告示に反する行為を行ったときは、指定事業者の指定を取り消すことができるものとする。

(費用の請求)

第14条 指定事業者は、介護用品の支給を行った月の翌月10日までに北杜市介護用品支給費請求書（様式第10号）に納品書を添えて、市長に請求するものとする。

(調査)

第15条 市長は、必要があると認めるときは、支給決定者に対して報告を求め、又は要介護高齢者の生活状況等について調査することができるものとする。

2 市長は、指定事業者に対し、必要に応じて実地調査又は事業に関する書類の提出を求めることができるものとする。

(委任)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成28年8月1日から施行する。

(準備行為)

2 介護用品の支給の決定及び指定事業者の指定に必要な準備行為は、この告示の

施行の日前においても、行うことができる。

附 則（平成29年3月31日告示第30号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年11月14日告示第78号）

この告示は、平成30年1月1日から施行する。

附 則（令和元年5月20日告示第10号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月31日告示第45号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年2月18日告示第7号）

（施行期日）

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際、現に改正前のそれぞれの告示の様式の規定により作成されている用紙は、改正後のそれぞれの告示の様式の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。